

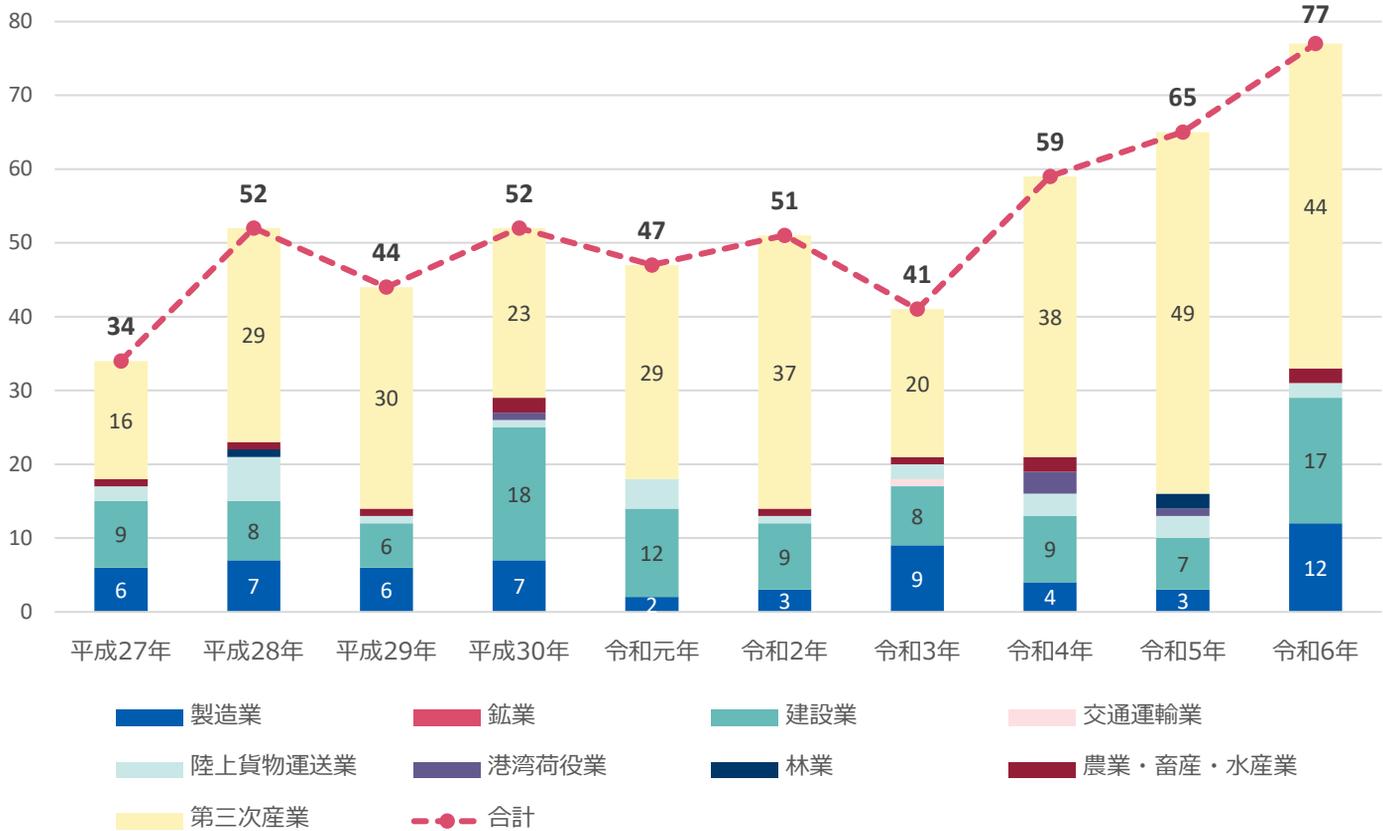
令和6年 宮古地区 労働災害発生状況

(速報版)



宮古労働基準監督署 労災・安衛課

宮古地区における労働災害の概要



一過去10年間の労働災害発生状況の推移一

労働災害については、休業4日以上の死傷災害※を毎年1月1日から12月末日までの期間で集計しています。

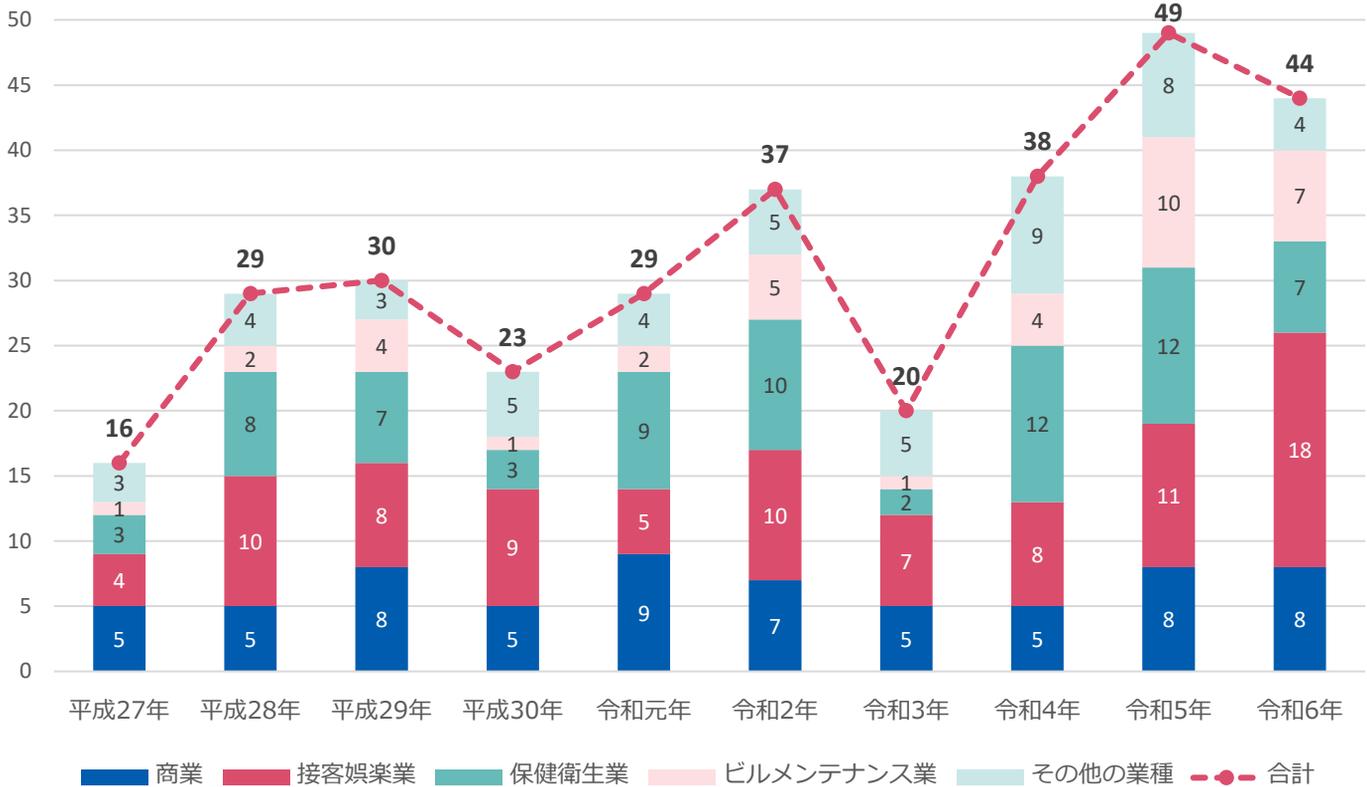
令和6年の宮古地区における労働災害発生状況（令和6年3月集計速報値）は、合計**77人**と、**前年同時期から12人増加**となりました。

◆本資料のデータはいずれも新型コロナウイルスに関連する災害の件数を除いています。

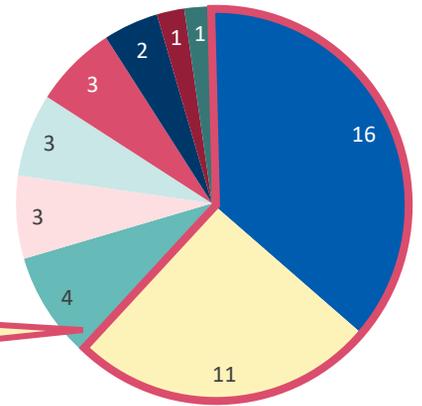
※労働者死傷病報告による

- ◆ 平成27年から令和5年までは確定値、令和6年は令和6年3月集計値（速報値）です。令和6年の災害発生件数は確定時に変動する可能性があります。
- ◆ 令和5年と令和6年を比較すると、**製造業が12件（前年比+9件）、建設業が17件（前年比+10件）と大幅に増加**しています。一方、第三次産業では44件で前年比-5件と減少しました。

第三次産業の労働災害発生状況



(グラフA)令和6年 第三次産業における事故の型別
労働災害発生状況



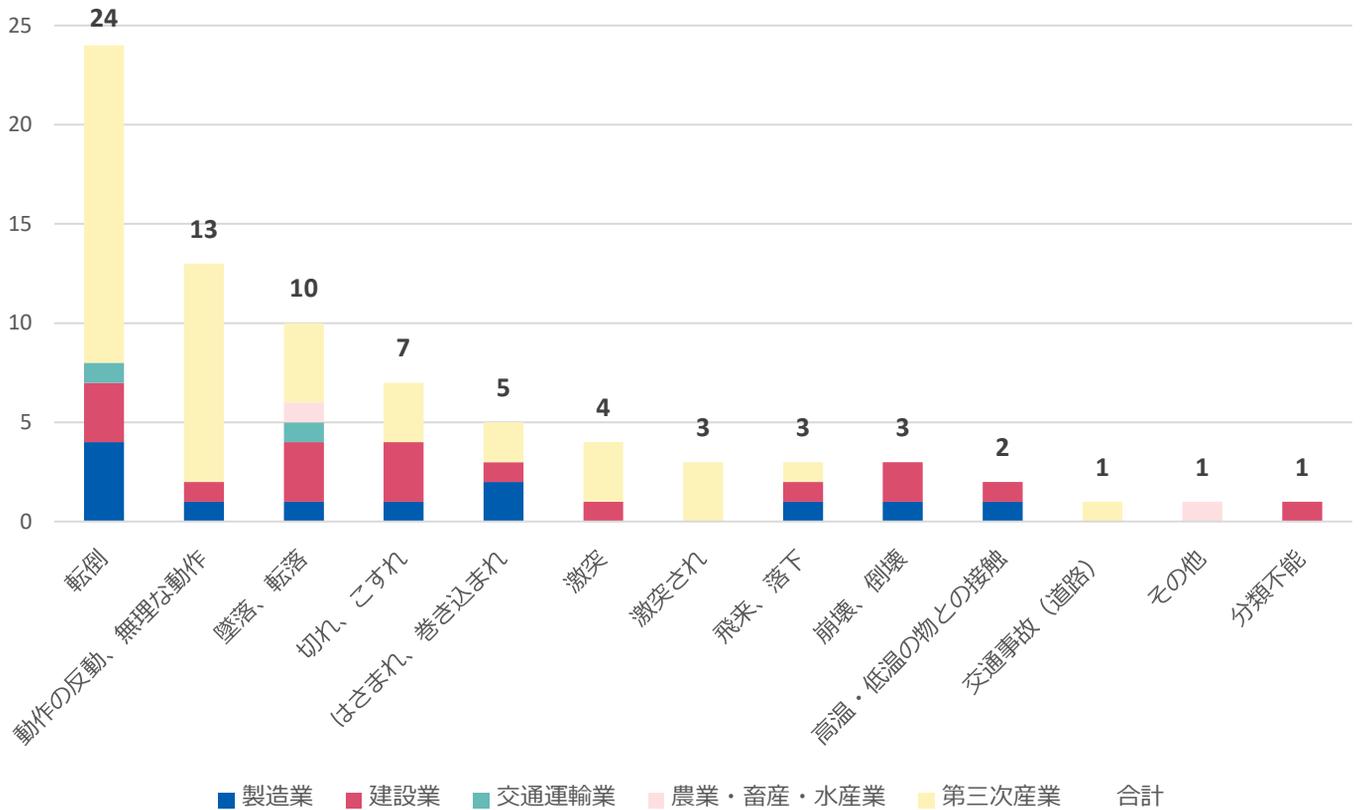
約6割が行動災害！

第三次産業における 過去10年間の労働災害発生状況の推移

- ◆ グラフは、平成27年以降の宮古地区における第三次産業の労働災害発生状況の推移をまとめたもの。
- ◆ 令和5年から令和6年は、-5件と減少に転じている。（令和6年のデータは速報値であり、確定までに変動する可能性があることにご留意ください。）
- ◆ 事故の型別にみると、転倒、腰痛などの作業者の行動に起因する「行動災害」が第三次産業全体の6割近くを占めている。（グラフA参照）

※その他の業種：金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜（ビルメンテナンス業を除く）、官公署、その他の事業

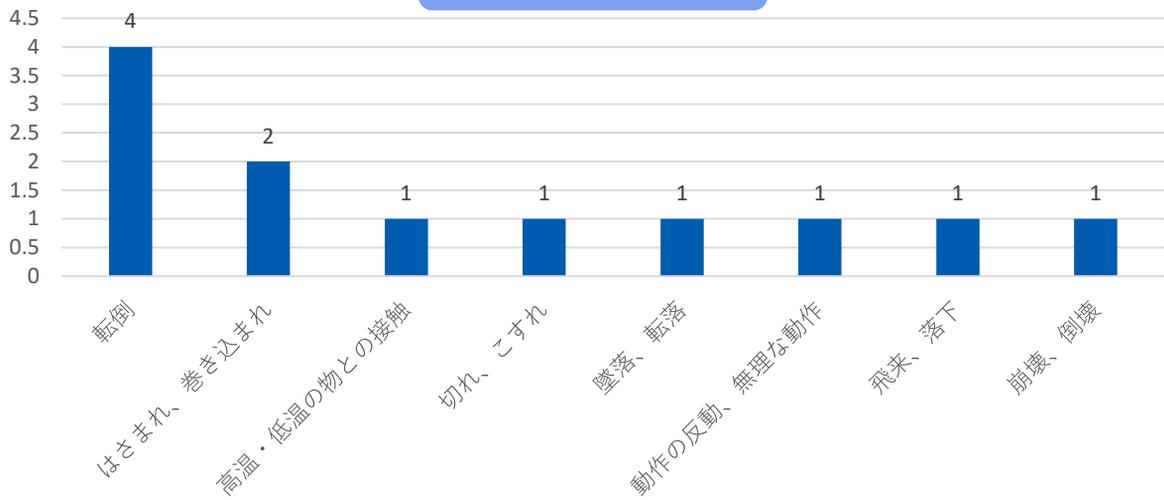
令和6年 業種別・事故の型別発生状況



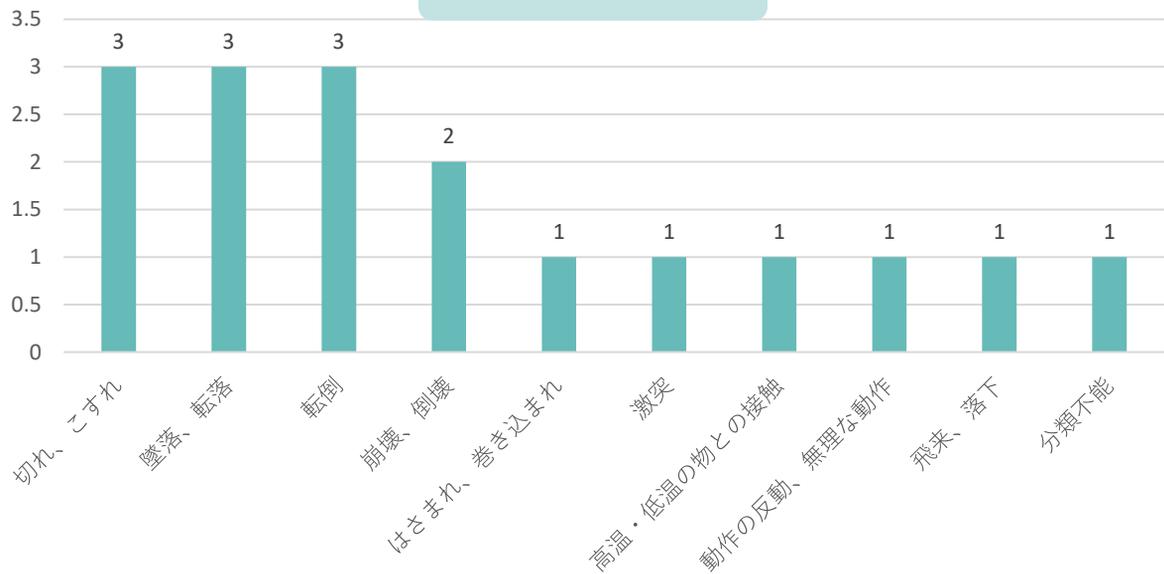
- ◆ グラフは令和6年の労働災害発生状況を業種別・事故の型別にまとめたもの。
- ◆ 事故の型では、「転倒」災害が最多で24件発生しており、次に腰痛などの「動作の反動、無理な動作」が13件発生している。いわゆる「行動災害」が6割を占める状況となっている。
- ◆ 製造業では「転倒」、建設業では「墜落・転落」「切れ・こすれ」「転倒」、第三次産業では「転倒」が最多となっている（次頁参照）。

令和6年 業種別・事故の型別発生状況

製造業



建設業



第三次産業



管内の死亡災害事例

年	年齢	業種	事故の型	概要
令和6年	50歳代	その他の食料品製造業	はさまれ・巻き込まれ	ヤード内において、トラクター・ショベルを運転してサトウキビの運搬作業を行っていたところ、後進中の同車両に被災者が巻き込まれたもの。
	10歳代	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	墜落・転落	高さ12.8mの外部足場7層目において、幅木の取り付け作業を行っていたところ、躯体の反対側から墜落したものの。
令和5年	60歳代以上	一般港湾運送業	はさまれ・巻き込まれ	フォークリフトを使用してトレーラーからコンテナの荷卸し作業を行っていたところ、フォークリフトの後方にいた労働者が、後進したフォークリフトに巻き込まれて被災したものの。
令和3年	60歳代以上	その他の土木工事業	激突され	擁壁の石積作業において、被災者が擁壁頂端部より作業箇所の確認作業を行っていたところ、旋回したドラグショベルの後端部に接触し、擁壁から転落したものの。
平成23年	50歳代	建設業	墜落、転落	ほ場整備工事において、仮設事務所（プレハブ造平屋建）の屋根に上っていたところ、屋根から約3m下方の地面に墜落したものの。
平成22年	60	建設業	交通事故（道路）	トラック車で道路（公道）を走行していたところ、カーブを曲がりきれずに街路樹に衝突して大破し、運転していた被災者が運転席とハンドルの間に挟まれたもの。
平成19年	50歳代	その他の食料品製造業	はさまれ・巻き込まれ	製糖工場内に設置された集中脱葉施設の清掃作業中、集中脱葉機トラッシュベルトコンベアのベルトとローラーの間に手から巻き込まれ、胸部圧迫により窒息死した。
	40歳代	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	感電	建屋の改修工事において、電気ケーブルを撤去する作業を行っていたところ、作業員が当該電気ケーブルをカッターで切断した際に感電し、心肺停止状態となり、21日後に死亡した。 災害発生時の電気ケーブルには、200ボルトの電圧がかかっていた。

行動災害の防止

「転倒防止・腰痛予防」対策を理学療法士が支援します!

「転倒防止」や「腰痛予防」対策として、体力の状況把握や身体機能の維持向上の取組みを進める事業場に対し、理学療法士が支援いたします。

支援内容

- 1. 対象事業場**
支援を希望する沖縄県内の事業場
- 2. 支援回数**
1事業場あたり年度で1回まで
(*支援にあたり別途、申請とヤリングを1回行います。)
- 3. 支援方法**
対面又はリモート(*難題の事業場については、リモートでの対応となります。)
- 4. 支援内容**
作業状況から見た転倒防止、腰痛予防対策等に対するアドバイス
口コモ度テストや身体能力チェック等の健康決定への助言
演技指導・運動アセスメント・社内セミナー

申込みについて
URL又は二次元コードよりお申込みください。
<https://www.okinawas.johas.go.jp/prevention/>

※当センターホームページからも申込みできます。 [当センターホームページ](#)

独立行政法人 労働健康安全機構 沖縄産業保健総合支援センター
〒901-0152 沖縄県那覇市平場1-3-1 沖縄産業保健センター2F TEL:098-859-4175 FAX:098-859-4176

沖縄産業保健総合支援センター 転倒防止・腰痛予防対策支援

- 理学療法士による対面又はリモートでの支援を年度当たり1回、無料で活用いただけます



厚生労働省 HP 「転倒災害の防止」

リーフレット・動画 (ダウンロードしてご利用ください)

リーフレット

「中高年齢の女性を中心に」 腰

各種啓発資料・リーフレット・動画を掲載しています。職場における安全衛生教育等でご活用ください。

厚生労働省 HP 「転倒災害の防止」

- 各種啓発資料・リーフレット・動画を掲載しています。職場における安全衛生教育等でご活用ください。



厚生労働省 HP 「腰痛予防対策」

職場における腰痛で悩んでいませんか?

腰痛予防チェック
腰痛注意の方法はこちら
路上労働者の方はこちら

職場における 腰痛発症件数を見ましょう。

各種啓発資料・リーフレット・動画を掲載しています。職場における安全衛生教育等でご活用ください。

厚生労働省 HP 「腰痛予防対策」

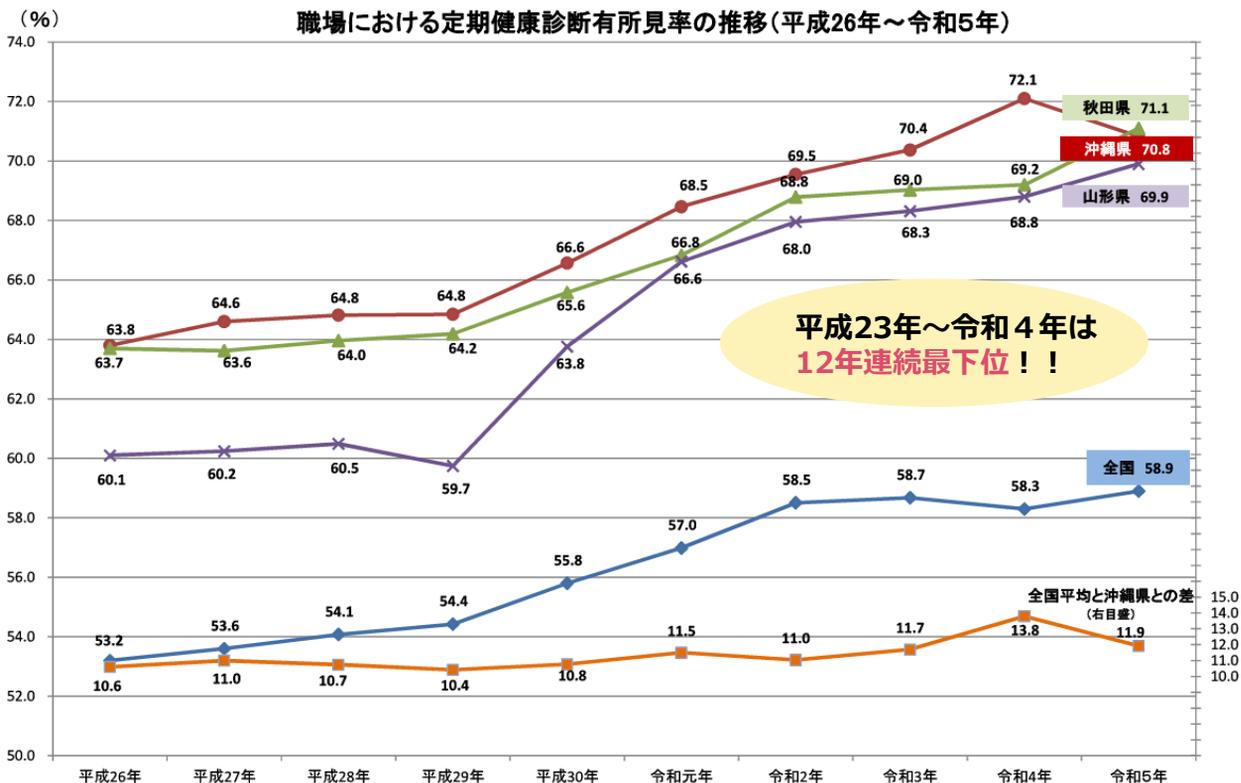
- 各種啓発資料・リーフレット・動画を掲載しています。職場における安全衛生教育等でご活用ください。



*このほか、沖縄労働局において令和7年度腰痛予防アドバイザー事業も実施を予定しております。詳しくは沖縄労働局HPにてご確認ください。

健康増進

職場における定期健康診断実施結果について 有所見率は全国ワースト2位！



* 令和6年8月30日付け沖縄労働局プレスリリースより引用

うちなー健康経営宣言！

沖縄県内の働き盛り世代における健康づくりをサポートするため、令和3年3月に関係機関5者（沖縄県・沖縄労働局・沖縄県医師会・沖縄産業保健総合支援センター・全国健康保険協会（協会けんぽ）沖縄支部）にて包括的連携に関する協定を締結しました。これを機に、沖縄労働局で行っていた「ひやみから健康宣言」と協会けんぽ沖縄支部の「福寿うちなー健康宣言」を「うちなー健康経営宣言」に統一し、令和3年4月1日より関係機関一体となって健康経営^{※1}に取り組む事業場をサポートいたします！
※1 健康経営^{※2}はSDGの目標3「健康と福祉」の推進策です。

健康経営とは
従業員の健康を重要な経営資源と捉え積極的に従業員の健康増進に取り組み企業経営スタイルのことです。

POINT 1 労働生産性の向上
POINT 2 経費の活性化
POINT 3 企業イメージUP
POINT 4 優秀な人材の確保と定着

健康経営実践のポイントは2つ

POINT 01 事業場の代表者が健康経営を実践することを決断し、それを社内外に広く公表すること

POINT 02 診断結果に基づき、事業場の健康課題を抽出し、その課題を改善するための効果的な取組みを実施していくこと

健康経営宣言の見える化
沖縄労働局のホームページに事業場名や事業場全体の取組内容（代表者メッセージ）等を掲載することで、貴社が健康経営を実践している事業場であることを見える化（可視化）します。

健康課題等の把握
協会けんぽが保有する診断結果[※]を活用して、専ら一度「事業所カルテ」を発行します。このカルテにより事業場の健康課題の把握や、取組前後の改善効果を確認することが可能となります。
※ 協会けんぽは、本人の同意なく個人健康上の課題のない健康経営を推進している事業場を支援しません。



うちなー健康経営宣言

- 沖縄県・沖縄労働局・沖縄県医師会・沖縄産業保健総合支援センター・全国健康保険協会（協会けんぽ）沖縄支部一体となって健康経営に取り組む事業場をサポートします！



第14次労働災害防止計画

労働安全衛生法（第6条）に基づき、**労働災害の防止に関して基本となる目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める5か年計画です。

このほか、沖縄県内における最優先課題の達成に向けて、今後5年間の重点事項、目標及び取組事項を定めた「沖縄労働局第14次労働災害防止計画」に基づき、各種取組を進めています。

計画期間

2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）まで

計画の重点事項

- (1) 建設業及び製造業の労働災害防止対策の推進
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 働き盛り世代の健康づくり対策の推進

計画の目標

- (1) 労働災害の減少目標

ア 死亡災害

2023～2027年の5年計を2018～2022年の5年計と比較して

5%以上減少させる。

イ 死傷災害

2022年までの増加傾向に歯止めをかけ、2027年までに**減少に転じさせる**。

- (2) 重点事項ごとの目標と取組

以下QRコードからご確認ください！



沖縄労働局第14次労働災害防止計画
(沖縄労働局ホームページ)



労働災害防止計画について
(厚生労働省ホームページ)



第14次労働災害防止計画の概要
(厚生労働省パンフレット)

各種リーフレット等

1	職場における熱中症対策の強化について (パンフレット)	
2	職場における熱中症対策の強化について (リーフレット)	
3	STOP!熱中症 クールワークキャンペーン (厚生労働省ホームページ)	
4	個人事業者等の安全衛生対策について (厚生労働省ホームページ)	
5	はしご/脚立を使う前に (チェックリスト)	
6	はしごや脚立からの墜落・転落災害を なくしましょう! (リーフレット)	
7	エイジフレンドリーガイドライン ※補助金については最新情報をご確認ください。 (リーフレット)	
8	労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化されます (リーフレット)	
9	帳票入力支援サービスを活用した 労働者死傷病報告の電子申請方法について (パワーポイント資料)	
10	労働安全衛生関係の一部の手続きの 電子申請が義務化されます (リーフレット)	
11	労災補償関係パンフレット (厚生労働省ホームページ)	

労働災害

**「労働災害かくし」は
犯罪
です。**

事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、
所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

**労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!**

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>

〈memo〉

宮古労働基準監督署 労災・安衛課

〒906-0013

宮古島市平良字下里1016

平良地方合同庁舎1階

TEL 0980-72-2303